

## 綾瀬市病児保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、当面症状の急変が認められない病気の児童を家庭での保育が困難な期間に適切な処遇が確保される施設において、一時的に保育する事業（以下「病児保育事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の例による。

### (病児保育事業の委託)

第3条 市長は、病児保育事業の実施について必要と認めるときは、法第34条の18第1項の規定による届出を行った者に対し、病児保育事業の全部若しくは一部を委託することができる。

### (対象児童)

第4条 病児保育事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、入院加療の必要がなく、当面症状の急変は認められないが、集団保育及び家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育事業の利用が可能とされた次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満1歳以上から小学校6年生までの市内に住所を有する児童
- (2) 満1歳以上から小学校6年生までの厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村に住所を有する児童
- (3) 市内の認可保育所、地域型保育施設、認定こども園又は幼稚園に在籍している満1歳以上で上記市外に住所を有する児童

### (利用定員)

第5条 病児保育事業の利用定員は、原則として1日につき3人とする。

### (利用時間及び休業日)

第6条 病児保育事業の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。  
2 病児保育事業を実施しない日（以下、「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、病児保育事業の運営上特に必要があると認めるときは、病児保育事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の長と協議の上、利用時間等を変更することができるものとする。

（利用期間）

第7条 病児保育事業を利用することができる期間は、連続する7日以内（休業日を除く。）とする。ただし、医師の判断等により市長が特に必要があると認めるときは、期間を延長することができるものとする。

（利用方法）

第8条 病児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者は、次の各号に掲げる書類をあらかじめ実施施設の長に提出し、利用登録をしなければならない。ただし、電子申請システムにより利用登録した場合は、その限りではない。

(1) 綾瀬市病児保育事業利用登録申込書（第1号様式）

(2) 同意書（第2号様式）

2 前項の利用登録をした保護者が病児保育事業を利用しようとするときは、実施施設に事前に予約し、利用を希望する日の前日（その日が休業日に当たる場合は、その直前の休業日でない日）までに綾瀬市病児保育事業利用申込書（第3号様式。以下「利用申込書」という。）を実施施設の長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施施設の長は、定員に満たない場合で特に支障がないと認められる場合は、利用日当日の申込みを受け付けることができる。

4 利用希望者は、第2項に規定する利用申込書を提出しようとするときは、あらかじめ対象児童に医師による診察を受けさせ、綾瀬市病児保育事業診療情報提供書（第4号様式）の交付を受け、利用申込書に添付しなければならない。

5 実施施設の長は、第2項に規定する利用申込書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象児童に病児保育事業を利用させるものとする。

（利用制限）

第9条 実施施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないことができる。また、利用期間中であっても利用を中止させることができる。

(1) 対象児童が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2) 対象児童の数が利用定員を超えたとき。

(3) 事業開始後に対象児童の状態が変化して、実施施設において対応が困難なとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用が不適当と認めたとき。

(利用料等)

第10条 病児保育事業を利用する対象児童の保護者は、別表に定める利用料を実施施設の長に支払わなければならない。

2 昼食及びおやつは、対象児童の保護者が用意するものとする。ただし、対象児童の保護者が用意できない場合は、実施施設が用意する昼食及びおやつに係る費用を対象児童の保護者が負担するものとする。

3 前項の費用のほか対象児童が緊急に診察を受けた場合の医療費、薬剤費及び対象児童に使用する医療材料費等の消耗品等に係る費用は、対象児童の保護者が別に負担しなければならない。

4 前3項に定める利用料及び費用は、対象児童が利用する日ごとに、保護者が実施施設の長に支払わなければならない。

(感染の防止)

第11条 実施施設は、体温の管理等その他の健康状態を適切に把握するとともに、複数の対象児童を受け入れる場合は、他の対象児童への感染に配慮しなければならない。また、対象児童の受け入れに際しては、予防接種状況を確認するとともに、必要に応じ接種するよう助言しなければならない。

(報告等)

第12条 実施施設は、事業を実施した月の翌月の10日までに利用状況等について市長に報告しなければならない。

2 実施施設は、保育中に事故が生じた場合は、特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）に従い、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、病児保育の適正な実施のために必要があると認めるときは、実施施設に報告を求め、又は職員に実施施設に立ち入らせることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年7月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

利用者の世帯区分	児童1人当たりの利用料（日額）
生活保護世帯	0円
上記以外の世帯	2,000円

備考 利用者は、生活保護世帯に該当する場合には、当該世帯であることを証する書類を、実施施設の長に提出しなければならない。